(エ)　北緯二八度一七分一四秒
　　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒
　　東経一二七度二五分三五秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十六号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間
(ア)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二八度二九分五三秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　中根　順子（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月二十二日）
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（最高検察庁検事）　内藤惣一郎
内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する
内閣情報調査室に併任する
　検事　杉山　徳明
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（最高検察庁検事）　検事　内藤惣一郎
内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する
内閣情報調査室に併任する
内閣情報調査室の併任を解除する（以上七月十七日）
　（総務省大臣官房付）　総務事務官　中村　俊介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
　（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　山田　好孝
警察庁に出向させる
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　奥田　隆則
総務省に出向させる
　（内閣府大臣官房）　内閣府事務官　岡　素彦
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に転任させる
　（警察庁警備局付）　警視長　鶴代　隆造
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に併任する（以上七月十八日）

国家公安委員会

　（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当））警視監　若田　英
警視庁公安部長を命ずる
　（警視庁副総監）同　鎌田　徹郎
警視庁公安部長事務取扱を免ずる（以上七月四日）

警察庁

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））警視監　大濱　健志
警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長）同　服部　準
警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付）同　江口　有隣
警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当）を命ずる
（警察大学校警務教養部長兼警備教養部長兼特別捜査幹部研修所付兼警察政策研究センター付）同　鎌谷　陽之
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）同　櫻井　美香
警察大学校警務教養部長兼警備教養部長事務取扱を命ずる（以上七月四日）

国税庁

（財務省大臣官房審議官）財務事務官　田原　芳幸
国税庁次長を命ずる
（国税庁調査査察部長）同　武田　一彦
（財務省大臣官房審議官）同　藤崎雄二郎
国税庁長官官房審議官を命ずる（各通）
（国税庁長官官房審議官）同　斎須　朋之
国税庁調査査察部長を命ずる
　（国税庁次長）同　小宮　敦史
東京国税局長を命ずる
　（国税庁長官官房審議官）同　中村　稔
関東信越国税局長を命ずる（以上七月一日）
　（熊本国税局長）財務事務官　山崎　博之
国税庁徴収部長を命ずる
　（国税庁徴収部長）同　田島　伸二
辞職を承認する（以上七月十日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から五月二十四日エクアドル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二十六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から六月二十六日クウェート首長殿下へ発せられた御祝電に対し、七月四日御答電があった。

官庁報告

産業

日本産業規格

令和７年７月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年７月25日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

記

改正された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第5部：天井走行クレーン及び橋形クレーン　B8833―5
（内容省略）
備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。